



日本を護る会 レポート

日本の伝統・精神の次世代への継承

第 43 号(令和 3 年 12 月)

理事長挨拶：

日本を護る会レポート43号をお届けします。今年最後のレポートですが、今年は当会にとって誠に意義ある年となりました。それは、9月に当会役員達の7年間に亘る努力が実を結んで当会が認定NPOに認定された事です。我が国には約400万の「特定非営利活動法人」(認証NPO)がありますが、その中で特に意義ある活動を行い、管理も適切になされていると地方自治体から認定された団体(約1,200団体-0.03%)が「認定NPO」として認定され、活動がさらに充実できるように多くの個人および団体から寄付を戴き易いように、寄付を戴いた場合に税制優遇を受けられる事になっています。

したがって、①個人②団体③遺産相続をした個人、はそれぞれの規定に従って所得税の確定申告をした場合はその寄付額に応じて税制優遇を受けられます。この細部につきましては御関心のある方々に対して機会を捉えて皆様にわかり易く御説明したく思いますので、宜しくお願い致します。

理事長 大橋 武郎

第92回 定例会

演題：「国際連合の虚と実」

講師：元国連大使 佐藤行雄氏

日時：令和3年10月16日 13時～ 場所：サロンドジュリエ



講師略歴

神奈川県生まれ 1961年外務省入省 2002年退官

その間、アメリカ局安全保障課長、園田直外務大臣秘書官、国際戦略問題研究所(ロンドン) 研究員、宮崎県警本部長、香港総領事、外務省情報調査局長、同北米局長、駐オランダ大使、駐オーストラリア大使、国際連合日本政府常駐代表(大使)を歴任。退官後、日本国際問題研究所理事長、国家公安委員会委員、日本国際問題研究所副会長を経て、2016年より(公財)浄土宗ともいき財団理事長

コロナ禍もようやく落ち着きを見せて来たかと感じ始められた10月16日、当会は第32回の定例会を開催いたしました。当然ながら感染防止にも気を配りつつ密にならぬよう小規模に集い元国連大使の興味深いご講話を聞きました。引き続き久し振りにアルコール入りの懇談会も実行し、講師を囲んで楽しいひと時を過ごしました。以下はその報告です。

- 私が国連に関わったのは常駐代表としての4年間だけで、それも20年前のことなので、私の知識と経験は古いということをご理解のうえ、お聞き願います。
- まず、国内で「国際連合」と訳されている“The United Nations”の本来の意味は「連合国」で、第二次世界大戦の枢軸国に対する連合国を意味していた。「国際連合」という日本語の名称は苦心の訳語だと思うが、国連憲章の日本語の定訳でも、憲章冒頭の“WE THE PEOPLES OF THE UNITED NATIONS DETERMINED”という文言における“THE UNITED NATIONS”は「連合国」と訳されている。ちなみに、日本語は国連の公用語ではない。
- 国連憲章には、文面上、日本やドイツなど、第二次世界大戦で連合国と敵対していた国々を対象とした、いわゆる「敵国条項」が残っている。1945年6月に国連憲章が調印された時には、日本はまだ連合国と戦っていた。もっとも、加盟国の間では、敵国条項はすでに死文とみなされており、憲章改正の機会に関連条項を削除するとの正式合意もある。しかし、後で触れるように、国連憲章の改正自体が難しいために、削除は未だ実施されていない。ちなみに、同じ理由から、国連憲章に列記されている安全保障理事会常任理事国の名称に、「中華民国」、「ソヴィエト社会主義共和国連邦」という表記がまだ残っている。
- 国連の代表的な機関には安全保障理事会、総会、事務総長などがある。安全保障理事会の決議は加盟国を拘束する力を持つが、拒否権を持つ常任理事国の一国でも反対すれば安保理決議は成立しない。総会は全加盟国が平等な場であり、日本の主な働きの間とも言えるが、総会がコンセンサスを重視することもあり、その動きは鈍く、それもあって、国内のマスコミの関心も低い。事務総長は国連憲章の理想を追求する為の旗振りが必要な役割と言えるが、その発言が加盟国全体を代表するものというわけではない。
- さらに、安全保障理事会の組織は世界情勢の変化に対応できていない。国連創設時の加盟国は51か国で、安保理理事会は常任理事国が5、非常任理事国が6だった。その後、1963年に採択され、65年に発効した憲章改正によって非常任理事国の数を4追加したが、1963年の加盟国数は112だった。現在加盟国数は193に達しているが、非常任理事国の数は増えていない。常任理事国についても、ソ連が崩壊してロシアになり、中国を代表する国も中華民国から中華人民民主主義共和国に代わっているが、そのための憲章改正は行われていない。
- より大きな問題は、第二次世界大戦が終わって80年近く立っているのに、第二次大戦の戦勝国が常任理事国の立場を独占していること。しかし、安保理改革には憲章改正が必要であり、憲章改正には総会構成国の3分の2以上の賛成による改正案の採択と、全ての常任理事国を含む加盟国の3分の2以上による批准が必要であり、常任理事国の1か国でも批准しなければ改革は実現しない。
- 安保理を改革し常任理事国入りを果たすことが、国連加盟後の日本の国連外交の中心的課題で、私も随分努力した。安保理改革が実現する暁には日本が常任理事国になって当然というのが、私が国連にいた当時のほとんどの加盟国が共有していた認識だった。振り返って見て、冷戦終了時が安保理改革のチャンスだったかとも思うが、当時は自民党内にすら、常任理事国入りが自衛隊の海外派兵に繋がることを懸念する慎重論があった。常任理事国の間に対立がある時には改革そのものが実現しないので、これから暫くは安保理改革は難しいと言わざるを得ない。
- このように、国連は未成熟な組織だが、同じような権威を持つ組織を新たに作ることは現状では不可能に近いので、安保理改革も含めて、国連の改革、改善を進めて行くしかなく、そのために日本が果たすべき役割は大きいと考えている。
- なお、国連加盟国はアジア、アフリカ、ラテンアメリカ、「西欧その他」及び東欧という五つの地域グループに分かれていて、例えば、これらのグループが安保理非常任理事国の推薦母体になっているが、アジア・太平洋地域に位置するオーストラリアとニュージーランドが今も「西欧その他」に入っていることは



あまり知られていない。私が国連にいた 2000 年に、国連予算の分担率改定が大きな問題だった。そのための交渉の最中に、米国の常駐代表の公邸で米上院議員を招いた会合があったが、席上 EU 加盟国を代表してフランスの大使が、「欧州は 37% を負担している」と言った。そこで、私も手をあげて、「欧州は（英仏が安保理常任理事国なので）二つの拒否権をもっているが、日本は 20% を超える額を拠出しているが拒否権は持っていない」と言ったところ、会議後にバイデン上院議員（現米大統領）が私のところにやって来て、「今日の議論であなたの意見がもっとも印象的だった」と言ってくれたことが思い出される。この 2000 年の交渉では、結局、日本が提案した分担率算定方式が採択されたが、その算定方式が 20 年後の今も使われていると、最近聞いた。今日では日本の分担率は 8% 台に下がっていると思うが、それでも、日本は米中に次ぐ 3 位の分担金負担国である。

- 当時努力したことのひとつが、日本人国連職員の数を増やし、その地位向上をはかることで、アナン事務総長（当時）は積極的に協力してくれた。
- 国連における日本の役割強化の一環として自衛隊員の役割強化にも努力した。自衛隊の協力もあって国連代表部への防衛駐在官派遣が実現し、さらに、国連の平和維持活動局（当時）に自衛官を採用してもらったが、将来的には、平和維持活動局の後身である平和活動局の軍事部門の幹部や、国連が派遣する部隊の司令官に自衛官が採用されるようになることを願っている。国内ではよく「日米安保か国連か」という議論がされてきたが、そのような二者択一的な見方ではなく、「日米安保も国連も」という考え方にたって、自衛隊が日米安保協力と国連平和活動の両面でその役割を拡大することを期待したい。



会場風景

第36回 研修会

日時：令和3年11月20日 11時～

場所：領土・主権展示館

日本を護る会の第 36 回研修会は営団地下鉄虎ノ門駅から直ぐの領土・主権展示館に行きました。とても綺麗な建物で資料もスッキリとわかりやすく展示されています。展示物は尖閣列島、竹島問題、北方領土と 3 つに分かれておりそれぞれに詳しく解説されています。現在の日本の領土を法的に確定したのはサンフランシスコ平和条約であり同条約による第二次世界大戦の戦後処理は戦後の国際秩序の基礎であり戦後のアジア太平洋地域における平和と繁栄の礎であった事。我が国の今の状況は皆様もご存知のとおりですがこの領土・主権展示館の展示が領土という観点から同条約が現代からどのような意義を有するのか日本国民として考えてしまいました。展示館を出てからは虎ノ門交差点から直ぐの「ケルン」にて皆様と共にランチをいただきました。話題はやはり日本の領土問題でした。まだまだ知らなければならないのでまたゆっくり行きたいと思います。

領土・主権展示館

NATIONAL MUSEUM OF TERRITORY AND SOVEREIGNTY

展示の目的

展示の目的は、領土とは、その国の主権が及ぶ領域であること、日本の領土は、その範囲を明確に示すことである。

主権とは、国家がその領域内においてある種の権利を行使することであり、領土の範囲を明確に示すことである。

領土とは、国家がその領域内においてある種の権利を行使することであり、領土の範囲を明確に示すことである。

領土とは、国家がその領域内においてある種の権利を行使することであり、領土の範囲を明確に示すことである。

領土とは、国家がその領域内においてある種の権利を行使することであり、領土の範囲を明確に示すことである。

領土とは、国家がその領域内においてある種の権利を行使することであり、領土の範囲を明確に示すことである。

領土とは、国家がその領域内においてある種の権利を行使することであり、領土の範囲を明確に示すことである。



北方領土

返還へ 未来志向の 対話と交流



独立行政法人 北方領土問題対策協会

1429年 琉球国が成立

1609年 薩摩藩の琉球侵襲

1616年 元和2年 清国建国

1868年 明治元年 明治政府樹立

1872年 明治5年 琉球藩設置 (琉球国廃止)

1879年 明治12年 沖縄県設置 (琉球藩廃止)

中国の主張をみよう (1) 固有の領土

中国の主張

一、釣魚島は中国固有の領土である。

(一) 中国が最も早く釣魚島を発見し、命名し、利用した。

(二) 中国は釣魚島を長期刊間管轄してきた。

(三) 中国の地図が釣魚島は中国に属することを表示している。

出典：中華人民共和國外交部領事司公室「釣魚島は中国固有の領土である」(2012年12月21日)

解説

①「利用」といっても明・清朝の使節が尖閣諸島を航路指標としてだけであり、領有根拠として不十分。「発見」「命名」も同じ。

中国は、主に15世紀から18世紀の中国の文獻において、尖閣諸島の中国名の島名が現れることをもって、尖閣諸島を「発見」し、命名したと主張します。また、明・清朝の使節(薩摩藩)が琉球国に派遣された際の記録に、琉球国に向かう途中に尖閣諸島を通過したとの記載があったことをもって、尖閣諸島を「利用」したと主張しています。

しかし、本当に中国が島の発見や島の命名をしたか、また、数十年に一度派遣される中国正副の使節が尖閣諸島を航路指標として「利用」したかは不明であり、また、それのみで領有権の主張を裏付けることはできません。

② 領土上、領有権を主張するためには、明確な領有の意思を持って、継続的に

1971.12-

中国が根拠のない主張を開始

① 1971年12月、中国が「尖閣諸島は中国固有の領土である」と主張し、領土上の根拠を主張し始めた。

② 中国は、1971年12月に「尖閣諸島は中国固有の領土である」と主張し、領土上の根拠を主張し始めた。

③ 中国は、1971年12月に「尖閣諸島は中国固有の領土である」と主張し、領土上の根拠を主張し始めた。

④ 中国は、1971年12月に「尖閣諸島は中国固有の領土である」と主張し、領土上の根拠を主張し始めた。

⑤ 中国は、1971年12月に「尖閣諸島は中国固有の領土である」と主張し、領土上の根拠を主張し始めた。

⑥ 中国は、1971年12月に「尖閣諸島は中国固有の領土である」と主張し、領土上の根拠を主張し始めた。

⑦ 中国は、1971年12月に「尖閣諸島は中国固有の領土である」と主張し、領土上の根拠を主張し始めた。

⑧ 中国は、1971年12月に「尖閣諸島は中国固有の領土である」と主張し、領土上の根拠を主張し始めた。

⑨ 中国は、1971年12月に「尖閣諸島は中国固有の領土である」と主張し、領土上の根拠を主張し始めた。

⑩ 中国は、1971年12月に「尖閣諸島は中国固有の領土である」と主張し、領土上の根拠を主張し始めた。

第93回 定例会

演題：「ブルガリアとはこんな国ー日本とブルガリア両国の発展のためにー」

講師：駐日ブルガリア共和国特命全権大使マリエタ・アラバジェヴァ氏

令和3年12月15日(水) 18:00～ 於:銀座サロンドジュリエ

講師プロフィール



2001～2020

駐日ブルガリア共和国大使館にてアタッシュェ、2等書記官、参事官、次席、政務部長と

して勤務、2011～2015 在中国ブルガリア共和国大使館にて次席、政務部長として勤務、2021年3月から現職（駐日ブルガリア共和国特命全権大使）

はじめに

通常は土曜日に講演会を開催していましたが、12月15日(水)駐日ブルガリア大使に多忙の中、講演をお願いし、会員等20名が参加しました。「ブルガリアとはこんな国」と題する大使(女性)の話に熱心に聞き入り活発な質疑応答がありました。細かい話の内容であり、大使のお話しのほんの一部要点を紹介します。

大使挨拶：お話の機会を与您にいただきありがとうございます。ブルガリア共和国と言えば皆様はヨーグルトとバラを思い出すでしょう。相撲では琴欧州ですね。本日は、他に知られていない点を説明いたします。

ブルガリア共和国の基本情報

バルカン半島に位置し、国土面積は約11万1千km²(日本の3分の1)、人口は約700万人、首都はソフィアです。四季があります。2004年にNATO、2007年からEUの加盟国として新たな一歩を踏み出しました。

ブルガリアの「バラの谷」

バラの収穫を祝うバラ祭りは、5月中旬から6月中旬にかけて首都ソフィアの東部に広がる「バラの谷」と呼ばれるエリアで行われます。最も有名なのはカザンラク地方で開催されるバラ祭りです。バラの谷では独特の土壌、水の品質が高いため、ブルガリアのローズオイルやウォーターは、世界でも品質が高いと評価されています。また、



ブルガリアはバラの油の生産国の中で世界1位です。バラオイルを抽出には、バラの花びらは手だけで日の出前に摘まみます。5月20日から6月20日までの約一か月間で毎日の積み容量1人当たり20kgを積み、1リットルのローズオイルを抽出には3,500kgのバラの花が必要です。

・「バラ祭り」と「バラの女王」：5～6月にバラが満開になります。バラの女王は来日して親善行事をします。6月2日がバラの日でこの日を中心に今後日本でも活動したいと考えています。(コロナ禍で2か年ほど活動ができなかった。)

温泉文化

ブルガリアはヨーロッパでは2番目の多くの温泉がある国で、600箇所以上の温泉があります。国内には65ヶ所の温泉リゾートがあります。

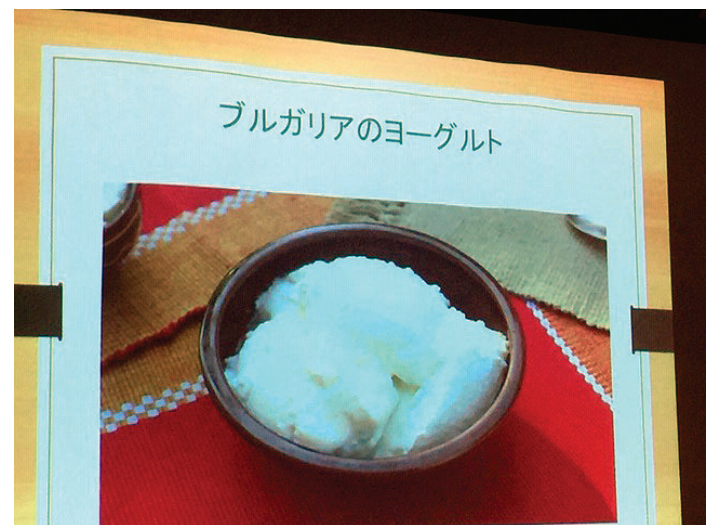
ブルガリアのヨーグルト

1905年にヨーグルトの乳酸菌が発見されました。発見者はブルガリア人研究者スタメン・グリゴロフ博士です。

ヨーグルトの効用：タンパク質の供給です。免疫力を高める効果があり、ダイエットにも効果的です。

1970年大阪万博

ブルガリアのパピリオンでブルガリアヨーグルトが初めて紹介され、1972年株式会社明治と協定し「明治ブルガリアヨーグルト」の品名ができ、来年50周年を迎えます。



伝統的なヨーグルトのブルガリア料理

ヨーグルトはそのまま食する他に、いろいろな料理にも使うのがブルガリア流。例えばドレッシングにしてサラダにかけたり、刻んだきゅうりやクルミを入れた冷たいスープ「タラトル」にしたり、毎日たくさんのヨーグルトを食べるブルガリア人、長寿の人が多いです。(日本人の方が長寿ですが・・・)

食材としては、肉類(豚肉、鶏肉)と野菜が豊富で、チーズやヨーグルト等を多用します。

サラミ、儀式のパン等、クリスマス料理は肉がいつも多いです。

結婚式で出るパンは蜂蜜と塩で食べます。(要するに結婚は甘くて酸っぱいということです。)

ハーブ王国

ハーブは700種類以上あります。



ワイン

270 のワイナリー施設があり、5つのワイン産地(ドナウ平原、ローズヴァレー、ストウルマ溪谷、黒海沿岸、トラキアヴァレー)には、ブルガリアだけのユニーク種があります。

ブルガリアと日本との関係

外交樹立したのは82年前です。
2019年は交流開始110周年・外交関係樹立80周年・外交関係再開60周年という、「3つの周年」を迎えました。

- ① 1878年—ブルガリアの歴史に初めて記録されている日本人は山沢 静吾氏(露土戦争に参戦)
- ② 1942年ジャーナリストの前田 義徳氏(元 NHK 会長)がブルガリア女性と結婚
- ③ 1979年皇太子・美智子様、2009年秋篠宮・紀子様 ブルガリアを訪問
- ④ 2019年河野大臣とブルガリアの外務大臣会談、「即位の礼」で来日した際ルメン・ラデラ大統領と安倍総理会談
- ⑤ 2021年東京オリンピックの新体操でブルガリアが初金メダル



*ブルガリア大使館は2021年4月から Twitter を始めました。

是非フォローしてください。 Twitter アカウント : @BulgariaInJapan

定例会参加者



事務局からのお知らせ

- * 本年度も早や半分が過ぎようとしています。コロナ禍に於いても「日本を護る会」は積極的に活動が進められています。定例会は一層設備を充実させた東銀座のサロン・ド・ジュリエに於いて行っています。最近来られていない会員の方は是非ご参加いただきたくお願いいたします。
- * 重要な課題である認定取得がようやく実現し、当会は次のステップに大きく前進をしました。冒頭の理事長からの挨拶に強調されるように、大きな利点は当会にとって寄付を募り易くなったことにあります。会員の皆様には内容をよく理解して頂き、皆様ご自身、知人の方、そしてお知り合いの企業に宣伝をして頂きたく何卒よろしくお願い申し上げます。現在、そのために必要な資材を準備しております。
- * 事務局ではサポートをして頂ける方を探しています。どんなことでもお手伝いが頂ければ大変助かります。そのご意思がおありの方は是非事務局にご一報ください。ホームページ、フェイスブックの扱いなどが得意な方は大歓迎です。
- * 会員管理の機能が充実されてきたことに伴い、事務局から皆様へのメールによる直接のコミュニケーションも少しずつ改善をされています。これを機に会員の皆様と事務局の相互のコミュニケーションがより活発になればと願っています。会の企画に対するご意見、ご要望、またご協力を頂けることなど忌憚のないご意見を頂ければと願っております。

今後の予定

(1) 令和4年1月の研修会

日時：1月8日(土)

場所：東郷神社

(2) 2月の予定

日時：2月26日(土) 14時

場所：サロンドジュリエ(予定)

講師：山下英次 大阪市立大学名誉教授

演題：「令和日本の独立運動一歴とした独立国にならなければ何事も始まらない !!」

原則、メールにてお申し込み下さい。

年会費の御案内

1. 機関誌をEメールで受け取る会員 3,000円
 2. 機関誌を郵送で受け取る会員 5,000円(3,000円+送付料2,000円)
- 当会の健全運営に資するため御寄付(一口1,000円)を戴けますことは、いつでも大歓迎です。ご意思のある方は事務局までEメールにて承ります。

新会員のお誘い

当会では、お友達など会の趣旨に賛同していただける会員を広く募集を致しております。

新年度の年会費お振り込み先 当会の新年度は7月からです。

ゆうちょ銀行

店番号 038 普通預金 記号10380 番号92589171

口座名義 トクヒ) ニホンヲマモルカイ

日本を護る会・レポート 第43号 令和3年12月発行

編集発行: 認定特定非営利活動法人 日本を護る会

ホームページ：<http://awake-japan.sakura.ne.jp>

E-mail：awake-japan@googlegroups.com